

平成 22 年度

監査報告書Ⅳ

(定期監査・後期)

飯田市監査委員

飯 田 市 長 牧 野 光 朗 様  
飯 田 市 議 会 議 長 中 島 武 津 雄 様  
飯 田 市 教 育 委 員 会 委 員 長 小 林 正 佳 様  
飯 田 市 農 業 委 員 会 会 長 関 島 友 弘 様  
飯 田 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 吉 澤 忠 義 様

飯 田 市 監 査 委 員 林 栄 一  
飯 田 市 監 査 委 員 中 島 善 吉  
飯 田 市 監 査 委 員 上 澤 義 一

#### 監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により下記のとおり実施した、平成 22 年度監査の結果を、同条第 9 項の規定により報告します。

なお、同条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知してください。

既に措置を講じたとして通知のあった事項については、当報告に掲載してあります。

#### 記

##### 1 定期監査（後期分）

## 第1 監査の期間

平成22年9月7日から平成23年2月10日まで

## 第2 監査の対象及び面接監査期日

監査期日	監査実施部課等	実施場所
11月9日	【総務部】地域づくり・庶務課 人事課 財政課 税務課 納税課 市民課 【市立病院】市立病院 上郷介護老人保健施設	監査室
11月11日	【産業経済部】産業振興支援課 商業・市街地活性化課 金融政策室 工業課 観光課 林務課 農業課 【農業委員会事務局】	監査室
11月15日	【保健福祉部】福祉課 子育て支援課 介護高齢課 保健課 【危機管理・交通安全対策室】 【会計課】 【議会事務局】 【選挙管理委員会事務局】 【企画部】秘書課	監査室
11月17日	【企画部】企画課 リニア推進対策室 男女共同参画課 【水道環境部】水道業務課 水道課 下水道課 環境課 地球温暖化対策課 【建設部】建設管理課 地域計画課 土木課 国県関連事業課	監査室
11月19日	【教育委員会】学校教育課 生涯学習・スポーツ課 飯田市公民館 美術博物館 歴史研究所 文化会館 中央図書館	監査室
12月20日	【教育委員会】歴史研究所	監査室

※特別会計は、所管部課等の監査対象に含む。

### 現金及び物品等検査

検査期日	検査実施部課等	実施場所
10月13日	【総務部】地域づくり・庶務課 人事課 市民課（市民証明コーナーを含む）	現地
10月15日	【総務部】財政課 税務課 納税課	現地
10月19日	【企画部】秘書課 企画課 リニア推進対策室 男女共同参画課 【選挙管理委員会事務局】	現地
10月21日	【会計課】 【議会事務局】 【危機管理・交通安全対策室】	現地
書類検査	上記以外の部署	

## 第3 監査の方法及び監査手続き

財務に関する事務の執行等について、あらかじめ指定して提出を求めた予算の執行状況及びその他関係資料に基づき、所管の長及び関係職員から説明を聴取した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

また、現金・郵券の取り扱い及び物品等の管理状況について実地検査を実施した。

#### 第4 監査の結果

予算の執行及び物品等の管理は概ね適正に処理されていたことを認めた。

##### 1 指摘事項

なし

##### 2 検討要望事項

監査の結果の報告に関して、次のとおり意見を添えるので参考にされたい。

- (1) 現金等の取扱いについて、監査対象部署の全てに対し事前に調書を提出させた結果は、次の表のとおりであった。

公金以外に市職員が会計等の事務を行っているもの(以下「準公金」という。)が103件あり、このうち市職員が取り扱うことについての明確な根拠がなく、慣例的に取り扱っているものが40件あった。また、会計事務処理に関する規程等がないものが68件、会計監査が行われていないものが26件あった。

これらの準公金にかかる事務処理については、市職員が業務として行うことの必要性の精査をした上で、市職員がそれを行うことにやむを得ない事情がある場合にあっては、公務として行うことについての根拠を明確にするとともに、会計事務処理手順、作成・保存すべき帳票、会計監査等の事項について定めた会計規程等の整備をし、それに沿って行うようにされたい。

○準公金の状況

事務を行う根拠			会計規程等の整備			会計監査の実施		
法令・条例	2件	1.9%	有	35件	34.0%	有	77件	74.8%
規約	61件	59.2%	無	68件	66.0%	無	26件	25.2%
慣例	40件	38.8%	計	103件	100.0%	計	103件	100.0%
計	103件	100.0%						

- (2) 物品等の管理状況について、今年度から毎年度全ての部署に対して備品確認表及びパソコン確認表の提出をお願いすることとした。これは、単に所在や数量などの確認にとどまらず、確認の過程で備品等の劣化や使用頻度などの状況を把握し、修繕、所管換、廃棄などの措置を促進することを目的としたものである。後期定期監査対象分の結果は次の表のとおりであった。

全体として備品の管理状況は概ね良好であったが、備品登録数16,371件のうち、破損や陳腐化による使用不能なものが132件、廃棄済であるが財務会計システム上の廃棄処理ができていないものが192件あった。

これらのうち使用不能なものについては、指定管理者制度等を導入している施設に多い傾向が見られた。同じ物品であっても、市所有と指定管理者等所有の物が混在していること、また、会計基準など指定管理者等における備品管理が市と異なることなども一因と思われる。当該施設における市所有の備品について、修繕や廃棄時の事務処理手順の再確認をするとともに、指定管理者等における備品管理の効率性も考慮し、備品管理のあり方についても検討されたい。

また、監査対象部署に9月末日現在でテレビとして備品登録されていたものが164台あったが、このうち95台は10年以上前に備品登録されたものであり、その登録されている規格からは平成23年7月のアナログ放送終了後はそのまま使用ができないものと思われるので、配置場所の実態に合った対応を検討されたい。

○備品管理確認状況

区分	備品登録数	使用不能数		廃棄処理未済数		計	
市直営施設	12,843件	54件	0.4%	139件	1.1%	193件	1.5%
指定管理等施設	3,528件	78件	2.2%	53件	1.5%	131件	3.7%
合計	16,371件	132件	0.8%	192件	1.2%	324件	2.0%

※「指定管理等施設」には「ハートヒル川路」を含む。

○テレビの備品登録状況

部	備品登録台数	登録日が10年以上前のもの	割合
総務部（各自治振興センターを除く）	2	1	50.0%
企画部	5	0	0.0%
保健福祉部（保育園を除く）	109	73	67.0%
水道環境部	5	2	40.0%
産業経済部	1	0	0.0%
建設部	6	1	16.7%
上郷介護老人保健施設	10	0	0.0%
教育委員会（学校、地区公民館を除く）	24	18	75.0%
議会事務局	1	0	0.0%
選挙管理委員会事務局	1	0	0.0%
計	164	95	57.9%

第5 部署別の監査の結果

以下、各部署別に意見を添えるので、参考にされたい。

【総務部】

○地域づくり・庶務課

やむを得ない理由により、地域団体の会計事務等を市職員が行う場合について、条件や最低限必要な事務処理手順を統一的に定める検討をされたい。その際、団体の自立を促すものとなるように配慮されたい。

○人事課（なし）

○財政課（なし）

○税務課（なし）

○納税課

税徴収業務共同化について、共同化による滞納整理に期待するだけでなく、関係者に制度の内容を十分に周知することを通じて、収納率の向上に結びつけられたい。

○市民課（なし）

## 【企画部】

### ○秘書課

- (1) 学校や保育所など、現在もオフトークに加入している市の施設について、代替手段への移行を促進されたい。また、代替手段の整備が必要となるものについては対策を講じられたい。

〔措置状況〕

- ① 学校 小中学校については、既にケーブルテレビの回線を利用したインターネットの環境や結チャンネルの受信環境が整っているが、これに加え同じくケーブルテレビの回線を利用した緊急音声告知システムについても平成 22 年度に全校に整備した。
  - ② 保育園・幼稚園 市内の保育園・幼稚園全 21 園については、公立・私立を問わず、既にケーブルテレビの回線を利用した音声告知端末が設置されており、緊急時の対応は可能である。
  - ③ その他の市の施設 平成 23 年度にオフトークがサービス停止する前までに、担当課に意向調査をかけた上で、ケーブルテレビの回線があるかどうか等も勘案しながら、各施設の必要に応じて担当課と協議し対応していく。
  - ④ 庁内各課等への対応 現在オフトークに加入していて、既にオフトークの代替手段への移行が完了または平成 22 年度内に完了する見込みである課等については、オフトークの契約解除を早急に進めることを促す文書を、秘書課から出すこととする。
- (2) 飯田市データ放送「結チャンネル」(ケーブルテレビ12チャンネル) について、地域からの情報発信などの内容を充実させる取り組みを進め、利用価値を高められたい。

〔措置状況〕

地域づくり・庶務課や自治振興センター等の積極的な協力を得る中で、より多くの団体に様々な機会を通じて利用していただくような体制を取れるよう連携していく。

### ○企画課

行政評価システムについて、後期計画の策定に当たっては議会及び基本構想基本計画推進委員会からの提言や前期計画期間中に明らかになった課題を踏まえて、事業の実態が反映され、有効かつ効率的なものとなるようにされたい。

〔措置状況〕

後期基本計画における行政評価システムは、前期基本計画の課題や、議会及び基本構想基本計画推進委員会からの提言を踏まえて、事業の実態が反映し、有効かつ効果的なものになるよう構築にむけて配慮していきたい。

### ○リニア推進対策室 (なし)

### ○男女共同参画課 (なし)

## 【保健福祉部】

### ○福祉課 (なし)

### ○子育て支援課

- (1) 保育料の収納対策について、未集金に対する事務処理手順を明確に定め、公平性を逸することのないよう厳正な対応をされたい。また、夜間の徴収業務における事故防止など、保育料納付相談徴収員の安全対策に配慮されたい。

〔措置状況〕

現在、未収金事務処理手順書を策定中である。未納保育料の滞納処分については地方税法の例によることとしているが、児童福祉法の優先条項により、滞納処分することでその家庭の児童の養育まで影響を及ぼすことがないように配慮する必要がある。従って、根拠法を遵守しながらも、催告や納付相談では自主納付には応じない保護者には慎重かつ厳正に対処しているところである。

また、夜間の徴収事務における事故防止策については、保育料納付相談員が徴収中は保育係職員が事務室に待機し、万一の緊急事態に即時対応できる体制を構築している。

- (2) 保育料の収納管理について、保育料システム等の内容を毎月々財務会計システムの調定・収入に反映し、会計管理者が的確に予算執行状況を把握できるよう対応されたい。

〔措置状況〕

平成22年12月末日現在の予算執行状況〈歳入〉より対応している。

- (3) ファミリーサポートセンター事業について、事業の認知度を上げるよう事業の対象となる市民に対する周知をされたい。

〔措置状況〕

本年度から、次世代育成支援対策推進事業として地域情報誌へ毎月子育て応援情報を掲載しており、その中でファミリーサポートセンター事業も取り上げたところである。また、この掲載記事を二次利用して、子育て家庭向けの冊子「子育てだいすきっ！」を作成し、保健師の2ヶ月児家庭訪問時に対象家庭に手渡ししており、乳幼児検診、つどいの広場等での配布及び家庭児童相談業務に従事する職員が相談時に冊子を利用した制度説明を実施し、事業の周知を図っているところである。

○介護高齢課 (なし)

○保健課 (なし)

### 【水道環境部】

○水道業務課、水道課、下水道課 (なし)

○環境課 (なし)

### ○地球温暖化対策課

地球温暖化対策について、市が先進的に取り組んでいる事業等の取り組みや成果などを周知し、市民への啓発活動から市民の主体的かつ継続的な活動に繋がるよう引き続き取り組みを進められたい。

〔措置状況〕

市民団体との協働やエコライフコーディネーターの活用によって、多様なエコアクションを生み出しながら、市民の皆さんが低炭素社会づくりに主体的に参加できる機会を広めていくように取り組みます。

### 【産業経済部】

○産業振興支援課 (なし)

○農業課

ステップ農業資金について、農業者にとって制度が有効に活用できるよう検討されたい。

〔措置状況〕

本資金としては、今後は特認事業に特化していく方向になると考えている。預託先であるみなみ信州農業協同組合と、制度見直しについての協議を開始した。

○林務課（なし）

○商業・市街地活性化課（なし）

○観光課

天龍峡観光について、多額な事業投資が行われているが、それらに見合った観光客数の増加が見られるのか、民間資本による投資が誘導されているかなど、再生計画に基づく成果に結びついているか検証をされたい。

○工業課（なし）

○金融政策室（なし）

【建設部】

○建設管理課

市営住宅使用料について、連帯保証人に対する請求など、未集金に対する事務処理手順を明確に定め、公平性を逸することのないよう厳正な対応をされたい。

〔措置状況〕

市営住宅使用料未納者の連帯保証人に対する事務処理手順については、「住宅使用料滞納に係る連帯保証人対応処理基準」を定め実施することにしました。

○地域計画課（なし）

○土木課（なし）

○国県関連事業課（なし）

【市立病院】

○市立病院、上郷介護老人保健施設（なし）

【危機管理・交通安全対策室】（なし）

【会計課】（なし）

【教育委員会】

○学校教育課

丸山共同調理場及び竜峡共同調理場について、既に施設の耐用年数を経過していると思われる。



特に竜峡調理場については現地監査の際に老朽化が伺われたので、早急に対応をされたい。

〔措置状況〕

平成 23 年度に学校給食調理場整備計画を策定し、緊急性を要する竜峡共同調理場の移転改築事業に着手します。丸山共同調理場についても、同計画の中で移転改築について検討していきます。

#### ○生涯学習・スポーツ課 (なし)

#### ○歴史研究所

- (1) 基礎自治体が設置する教育機関であり、市民のための公の施設でもあることを勘案し、そこで行われる研究活動について情報公開を積極的に行なうことや、市民向け講座などにより研究成果の還元を行うこと、また、長年にわたり培われてきた市民の研究成果を活用することを通じて、多くの市民の理解や協力を得ることに更に努力をされたい。

教育委員会にあっては、設置条例に規定される事業の遂行のために行われる調査研究事務について、人材や予算が適切に配分され、効率的、効果的かつ経済的に実施できるよう指導されたい。

〔措置状況〕

歴史研究所の前身である、飯田市史編さん事業による成果について活用計画を策定の上、調査研究活動及び市誌等の刊行に有効な活用に取り組む。併せて、市民の個人・団体による研究活動との連携を深めることで歴史研究所の調査研究結果の向上を図る。

調査研究活動については、基礎自治体である飯田市管内が調査研究対象の原則であることを再確認の上、主たる調査研究対象の実態把握や内容の補強にとって必要と判断された場合に周縁部における調査研究活動を行う。その際、確認のために事前に調査研究計画書を作成し、教育委員会の決裁を受ける。調査研究計画書については、期間・人員・予算等について計画段階の内容を含むものとし、様式については別に定める。

人事案件、予算案件及び重要事項については、引続き教育委員会決裁事項とする。なお、非定常や旅行命令（副所長・研究部長）等一部の処理が統一されていなかった事項については教育委員会決裁を原則として適正執行する。

- (2) 外部研究資金導入による調査研究事務について、助成金等については公金による受け入れを検討すること。やむを得ず委任経理金として会計事務処理を行う場合は、直接経理事務執行に関与していない所外の者による監査の実施を規定するなど会計規程を改められたい。また、その調査研究事務にかかる事業総額や研究により得られた成果を市民に分かりやすく伝えるなど更なる広報活動の充実を図られたい。

〔措置状況〕

所外の者による監査の実施について「飯田市歴史研究所科学研究費補助金等取扱要領」（平成 17 年 5 月）の一部を改正する予定である。

また、外部資金対象となった研究について、事業総額や研究成果を歴研ニュースやホームページ等で市民に分かりやすい広報活動を実施する。

#### ○公民館（勤労青少年ホームを含む） (なし)

#### ○文化会館 (なし)

#### ○中央図書館 (なし)

## ○美術博物館

上郷考古博物館及び秀水美人画美術館について、類似施設との統合も含め、あり方を検討されたい。

【議会事務局】 (なし)

【選挙管理委員会事務局】 (なし)

【農業委員会事務局】 (なし)

## 第6 過去の監査結果に基づき講じた措置の報告

### 1 平成21年度監査報告書Ⅳ(定期監査)に関するもの

#### ○人事課・福祉課・学校教育課

責任者が臨時職員である出先職場について、その任用に当たっては、業務内容や業務上の責任範囲について文書により明確に伝えるよう対応されたい。

〔措置状況〕平成22年4月1日付交付の人事通知書より、出先職場の責任者で臨時職員であるものには、業務の内容を記載した通知を配布した。

#### ○工業課

経塚原工業団地について、残りの2区画の早期売却に努められたい。

〔措置状況〕経塚原全体面積4.5haに対して50%にあたる2.2haの売却を完了した。

#### ○生涯学習・スポーツ課

飯田市体育協会について、自立的運営ができるよう引き続き指導をされたい。

〔措置状況〕飯田市体育協会の自立に向けた体制強化のため、平成22年4月から事務局長を設置した。また、8月に公益法人制度対応検討委員会を設置し、今後の組織の自立的なあり方についての協議が進められている。

#### ○公民館

飯田市公民館条例第2条第2項に規定する公民館の分館のうち、財産の処分が制限される期間を経過した分館については、施設の利用実態にあった管理方法の検討をされたい。

〔措置状況〕県公民館の2分館について、地元区への払い下げの方向で進めており、近々市としての払下げ条件の基本的な考え方がまとまる予定。

#### ○美術博物館

南信濃民芸等関係施設(和田城)について、運営方法の抜本的な見直しを検討されたい。

〔措置状況〕平成22年4月から指定管理者制度による委託をした。

#### ○農業委員会事務局

農地法の改正により農業委員会の事務量が増加する懸念があるが、十分に検討・準備し、事務が滞ることのないよう適切な対応をされたい。

〔措置状況〕農業委員会の事務局体制を平成22年7月から1人増員し、耕作放棄地対策の主担当として取り組んでいる。